

令和 2 年 3 月 19 日

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、富山県中小企業融資制度保証「緊急経営改善資金保証」の対象要件等が拡充されましたのでお知らせします。

【緊急経営改善資金保証】

	令和 2 年 3 月 19 日 追加	現行
融資対象	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近 1 か月の売上高等の実績と、その後 2 か月を含む 3 か月の売上高等の見込みが、対前年同期比 5 % 以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者	最近 3 か月の売上高が過去 3 年間のいずれかの年の同期に比べ 5 % 以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者
認定手続先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証、危機関連保証を利用する場合：市町村</li> <li>・上記保証を利用しない場合：商工会議所・商工会</li> </ul>	商工会議所・商工会
融資限度額	一般枠：8,000万円 小口枠：2,000万円 （借換と同額までの新規事業資金を含む。※上限額の撤廃）	（借換と同額（上限1,000万円）までの新規事業資金を含む。）
融資期間	10 年以内（うち据置期間 1 年以内）	10 年以内（うち据置期間 1 年以内）
融資利率	年 1.25% 以内	年 1.70% 以内
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 4 号・5 号及び危機関連保証を利用する場合：年 0.50%</li> <li>・上記保証を利用しない場合：年 0.35%～年 1.05%</li> </ul>	年 0.35%～年 1.05%
借換回数	3 回まで（※現行分を含めてカウント）	2 回まで

※注意※

セーフティネット 4 号及び危機関連保証の認定を受けた場合は 100%保証のため、借換元（既往債務）が 80%保証のものは、当該保証では借換できません。